

9 交通機関の料金割引・助成等

1 JR旅客運賃割引制度

(1) JR列車に乗る場合

区 分	対 象 者		対 象 範 囲	割 引 率
1. 普 通 乗 車 券	第 1 種	① 介護者と乗車する場合	・キロ数に関係なく、対象 ・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割 引
		② 単独で乗車する場合	・片道 101 km以上の場合のみ対象	本 人 の み 5 割 引
	第 2 種	本人のみ対象	・片道 101 km以上の場合のみ対象	
2. 特 急 券 指定席券	割引対象となりません		「ジパング倶楽部」に入会した場合のみ、割引の対象 年齢制限あり（P 4 5 参照）	
3. 定 期 券	第 1 種	① 介護者と乗車する場合	・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割 引
		② 1 2 歳未満の第 1 種 身体障害児が介護者 と乗車する場合	・介護者のみ対象 (介護者が通学定期の資格者であつても通勤定期) ・小児定期券の割引なし	介護者のみ 5 割 引
		③ 単独で乗車する場合	・割引対象となりません	
	第 2 種	① 1 2 歳未満の第 2 種 身体障害児が介護者 と乗車する場合	・介護者のみ対象 (介護者が通学定期の資格者であつても通勤定期) ・小児定期券の割引なし	介護者のみ 5 割 引
		② 上記以外の場合	・割引対象となりません	
4. 回 数 券	第 1 種	① 介護者と乗車する場合	・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割 引
5. 手続方法	第 1 種	① 乗車券の場合	窓口での購入が基本ですが、混雑等している場合は券売機で小児用乗車券を購入し、改札口で身体障害者手帳を提示してください。	
		② 上記①以外の場合	きっぷを購入の際、駅の窓口へ身体障害者手帳を提示してください	
	第 2 種	きっぷを購入の際、駅の窓口へ身体障害者手帳を提示してください。		
6. 問 合 先	J R 北海道 電話案内センター ☎011-222-7111 (8:00~19:00)			

※ 私鉄列車に乗る場合の割引制度については、各私鉄に直接お問い合わせください。

(2) 特急料金・指定席券などの割引 (ジパング倶楽部)

身体障害者手帳だけでは特急料金などの割引を受けることはできませんが、「ジパング倶楽部」に入会すると割引を受けることができます。

1. 入 会 資 格	次の条件を全て満たしていること。 (1) 身体障害者手帳をお持ちの方 (2) 年齢 男性 60歳以上 女性 55歳以上 ※帯広身体障害者福祉協会に加入していない方は、 北海道身体障害者福祉協会へ直接ご連絡ください。
2. 年 会 費	1,400円 (1年間有効)
3. 割引きっぷの種類	(1) 割引になるきっぷ 指定席特急券、自由席特急券、急行券、グリーン券、指定席券が割引となります。ただし、新幹線「のぞみ号」「みずほ号」(ともに自由席を含む)の特急料金、グリーン料金は割引になりません。 (2) 割引にならないきっぷ 寝台券、グリーン券(個室)、グランクラスを利用する場合の特急料金・グランクラス料金、2人用個室寝台の特急・急行券、乗車整理券、ライナー券、JRバス乗車券、トクトクきっぷ(フルムーン夫婦グリーンバス、特急回数券、特急料金回数券、フリーきっぷ等のすでに割引になっているきっぷ)は、割引にはなりません。
4. 割 引 内 容	片道、往復または連続で201km以上利用する場合に割引となります。 ○ 旅行回数 1～3回まで 20%割引 (更新会員30%) 4～20回まで 30%割引 (更新会員30%)
5. 割引とならない期間	次の期間は、割引を受けることができません。 ※ 割引とならない期間 ① 4月27日～5月6日 ② 8月10日～8月19日 ③ 12月28日～1月6日
6. 手 続 方 法	帯広身体障害者福祉協会を通じて申請される方は次のとおりです。 (1) 新規加入の方は以下のものを持参してください。 ○ 身体障害者手帳 ○ 年会費1,400円 なお、帯広身体障害者福祉協会に未加入の方は加入手続きをさせていただきますので、別途 ○ 年会費1,500円 ○ 印鑑 が必要となります。 (2) 更新される方は以下のものを持参してください。 ○ ジパング手帳 ○ 年会費(ジパング1,400円、帯広身体障害者福祉協会費1,500円) ※ 手続き後手帳が手元に送付されるまで3週間程かかります。 ※ 更新の手続きは有効期限前月の1日より受付しています。
7. 申 請 先	帯広身体障害者福祉協会 ～ 公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎23-0050 北海道身体障害者福祉協会 ～ 札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル(かでる2・7)4階 ☎011-251-1551

2 バスの運賃割引

区 分	バス会社	対 象 者	割 引 率	
			本 人	介 護 者
普 通 運 賃	十勝バス 北海道拓殖バス	・身体障害者手帳の所持者全員が対象 ※本人確認のため、顔写真が確認できる 手帳のみ有効です。	5割引	第1種の 介護者のみ 5割引
	料 金 の 支払方法	・バスから降りる時に身体障害者手帳を運転手に見せてから、運賃の 半額を支払ってください。（10円未満切り上げ）		
定 期 券	十勝バス 北海道拓殖バス	・大人（中学生以上） （小児には割引なし）	3割引	第1種の 介護者のみ 3割引
	購入方法	・購入窓口へ身体障害者手帳を提示してく ださい。		
問合先		・十勝バス ～ ☎37-6500 ・北海道拓殖バス ～ ☎31-8811 ※一部都市間バスでも適用されますが、バス会社によって取り扱いが異なりますの で、不明な点は各バス会社へお問い合わせください。		

3 訓練等に通うための交通費の助成（帯広市独自）

身体障害者（児）の方々が、訓練等に通うための交通費の一部を助成しています。

1. 対 象 者	① 手帳又は障害福祉サービス受給者証をお持ちで、帯広市に住民票がある在宅の方 ② 生活保護を受けていない方 ※他市町村のサービス受給者となっている場合は対象外
2. 助 成 内 容	施設まで通うために実際に利用している交通機関の交通費相当分 （ただし、助成の対象にならない場合もあります。） ① 路線バス・JR利用の場合、利用区間 ② 自家用車利用の場合、燃料代相当分 ③ 施設送迎バス等利用の場合、実費負担分（片道270円上限）
3. 対 象 施 設	① 生活介護の事業所 ② 就労継続支援B型の事業所 ③ 地域活動支援センター ④ 児童発達支援の事業所 ⑤ 放課後等デイサービスの事業所 ⑥ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の事業所 ⑦ 就労選択支援の事業所
4. 申 請 先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148

4 タクシー料金の助成（帯広市独自）

重度の身体障害者（児）の方が、日常生活で容易に移動することができるようタクシー料金の一部を助成しています。

1. 対 象 者	市内に住所を有し、居住している在宅の方で、次のいずれかに該当する方。 (1) 下肢障害者（児） 1～2級 (2) 体幹機能障害者（児） 1～2級 (3) 視覚障害者（児） 1級 (4) 心臓・肝臓・呼吸器・腎臓・膀胱・直腸・小腸 ・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害者（児） 1級 (5) 肢体不自由者（児）1・2級で、下肢障害者（児）3級、4級又は体幹機能障害者（児）3級で、かつ上肢に障害を有する者 (6) 要介護3以上の介護保険認定者 (7) 重症の難病患者
2. 申 請 方 法	毎年3月下旬に資格該当者に案内しますので、返信用封筒にて申請してください。 ※年度の途中で新たに対象者となった方は、その都度ご案内します。 ※「1. 対象者」の(7)の方は、下記「7. 問合先」へご相談ください。
3. 利用できる タクシー	・帯広市ハイヤー協同組合加入事業者 ・道路運送法の許可を受けた有償運送事業者
4. 助 成 内 容	1枚200円券を60枚（月5枚×12ヶ月分）を限度に助成します。 なお、年度の途中で申請した場合には、月割りとなります。
5. 使 用 方 法	運賃支払時に手帳等を掲示し、タクシー券を乗務員に渡して下さい。 運賃の差額分は現金で乗務員に支払ってください。
6. 制 限	次のいずれかに該当する方は、対象となりません。 ① 病院に入院している方 ② 施設に入所している方（グループホーム・下宿等の入居者は該当します。） ③ 市内に居住していない方 ※退院・退所をした方で申請書が送付されてきていない方は下記の問合先までご連絡ください。
7. 問 合 先	（市）障害福祉課 市役所1階 ☎65-4148
8. 申 請 先	帯広身体障害者福祉協会 ～ 公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎23-0050

5 タクシー料金の割引

タクシー料金が1割引となります。乗車した時に、必ず運転手に手帳を提示してください。
※タクシー事業者の努力による、社会貢献活動です。

1. 対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方
2. 割 引 率	1割引（10％）（距離制、時間制、観光ルート別運賃に適用）
3. 割引区間	身体障害者が乗車した区間
4. そ の 他	駐車料金、高速料金などは割引となりません。
5. 手続方法	乗車時、運転手への手帳の提示が必要です。

6 有料道路（高速道路等）通行料金の割引

事前に申請手続きを行い、高速道路などを通行する時、通行料金の半額割引（端数切上）を受けることができます。

自 動 車 の 範 囲	(1) 障害者が運転又は同乗する車両（E T C利用登録は一台まで） (2) 自動車の種類 ～ 自動車検査証の「用途」欄に記載されている種類（一部条件有り） ・「乗用」（軽自動車も対象）・「貨物」・「特種」・「二輪」（125cc 超） ※法人名義や事業用は対象となりません。	
区 分	第 1 種	第 2 種
1. 運 転 者	身体障害者本人以外による運転 （本人の運転の場合も割引適用）	身体障害者本人の運転のみ
2. 自動車の所有者 車検証の 「所有者の名称」欄 の記載 ※個人名義に限定	① 本人、又は本人の親族等 ② ①の者が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している者 ③ ローン購入において所有権が留保されている場合、「使用者の名称」欄が①②になっていれば割引対象	① 本人、又は本人の親族等 ② ローン購入において所有権が留保されている場合、「使用者の名称」欄が①になっていれば割引対象
3. 利用手順 身体障害者手帳 への記載 （P 1 4 参照）	(1) 申請手続きを行い、身体障害者手帳に有料道路割引の対象であることを示すシールの貼り付けを受けます。 (2) 有料道路利用時に、料金所で手帳を提示し、記載事項等の確認を受けます。 E T Cを利用する場合は、E T Cゲートを通過します。	
4. 有効期間、 更新等	(1) 障害者割引には有効期間があります。 (2) 更新の申請は、有効期限の2カ月前から手続きできます。 (3) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行ってください。 (4) 必ず障害者本人が乗車し、身体障害者手帳は携行してください。 (5) 有効期間が過ぎた場合の手続きは、新規申請となります。	
5. 持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 車検証 ③ 運転免許証など、運転免許情報がわかるもの ※E T Cを利用する場合は、上記の他に ④ E T Cカード（20歳以上の方は、カードの名義は本人に限る） ⑤ E T C車載器セットアップ申込書・証明書 ↓ ※渡された封筒に、発行された「E T C利用対象者証明書」を入れ郵送します。 2週間ほどで利用可能となる日が通知されます。 ※マイナンバーカードを用いたオンライン申請（E T C限定）も可能です。 申請用ウェブサイト： https://www.expressway-discount.jp	
6. 申 請 先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148	
7. 問 合 先	NEXCO東日本E T C割引登録係 ～ ☎045-477-1233	

7 航空運賃の割引

12歳以上の身体障害者が、定期航空路線の国内線を利用する場合に割引されます。

身体障害者本人、介護者は、ともに12歳以上であることが条件となります。（12歳未満は小児運賃が適用されます。）

割引を利用される場合は、事前に各航空会社にお問い合わせください。

8 帯広空港駐車場の割引

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証等）をご提示いただくと、料金が半額となります。障害者割引を利用する場合は、自動精算機にてAMS お客様サポートセンターを呼びだしてください。

【問合先】AMS お客様サポートセンター ～ ☎0120-951-365

9 フェリーの旅客運賃割引

1. 1等・2等 旅客運賃	第 1 種	介護者とともに乗船する場合	本人・介護者 5割引
	第 2 種	単独で乗船する場合（101 km以上に限る）	本人のみ・5割引
2. 手 続 方 法	乗船券販売窓口へ、身体障害者手帳を提示して申請してください。 （フェリー会社によって割引内容が異なる場合がありますので、必ず窓口で確認してください。）		